

「教室系技術職員の組織化について（照会）」に対する各大学の
回答のまとめと提言

昭和 6 3 年 6 月 1 3 日
国立大学協会第 4 常置委員会

目 次

1. はじめに
2. 「照会」に対する回答の集計結果
3. 組織化のモデル（大学の規模別）
4. 研修・資格認定等の諸施策の提言
5. まとめ

1. はじめに

本委員会では去る昭和62年11月16日に各国立大学長に「教室系技術職員の組織化について」の照会をした。その結果、83大学から回答が寄せられた。各大学とも公務多忙にもかかわらず、これだけ多くの回答が得られたことは、この問題が各大学にとって極めて関心の深い、従って重要な問題であることを示していると言えよう。そこで、2.の照会に対する回答の集計結果では、寄せられた回答を各大学の技官数の多少に応じた大学の規模別に集計した結果について述べる。即ち、文書で寄せられた回答の主なものを列挙するとともに、客観的な数字を示し、本委員会としての検討を加える。

教室系技術職員の組織化は、技官数が少ないために困難であるとする大学もあるので、3.の組織化のモデルで、大学（技官数）の規模に応じた複数のモデルを例示した。

ところで、上記の照会は昭和62年11月10日の総会に提出した「再び技術職員問題について」を受けたものであり、標題の「再び」と言うのは昭和62年6月16日の総会に提出した「技術職員問題について」を受けたものであることによる。両者を比較すると、6月の総会では打開策と諸施策の両方について見解を述べたのに対して、11月の総会では打開策についてだけ敷衍したものである。言うまでもなく、両者はたがいに補完しながら展開すべきものであり、各大学から寄せられた関心の深さを考えるとき、今回は諸施策についても敷衍すべきであると考え、4.の研修・資格認定等の諸施策の提言で、その内容と今後の対処について本委員会の考えを述べた。

振り返ってみれば、技術職員問題が国立大学協会で正式に取り上げられたのは昭和52年以來のことであり、当時の第1, 第6両常置委員会合同の小委員会と

して、同年11月に研究技術専門官制度問題小委員会が設置されたのがはじまりである。その後11年を経過したにもかかわらず、昭和60年度に設けられた専門行政職制度も適用されることなく、今日に至っている。

現在の技術革新のスピードの大きい時代にあって、国立大学にとって良い技官を確保し、それを活性化し、より良い研究と教育に反映させることは、極めて緊急の問題である。本委員会は、ここで述べた提言・提案を関係諸方面に強力に働きかけ、その実現へと努力する所存である。

2. 「照会」に対する回答の集計結果

この照会は、本委員会の「再び技術職員問題について」の提案のうち、「教室系技術職員の組織化」を中心に、全国95の国立大学全てに対して、昭和62年11月16日に送付し（別添）、意見を求めたものである。

2. 1 回答状況と集計の方針

全国95の国立大学のうち83大学から回答が寄せられた（回答率87%）。未回答の大学の多くは、技官のいない大学であるから、それを除くと、ほとんどの大学から回答が寄せられたことになる。しかし、技官がいない大学でも”重要な問題”としてとらえ回答を寄せた大学もある。一方多数の技官をもつ大学では、意見がまとまらず回答が得られない、あるいは学部毎の意見を併記する例が見られた。また58大学が、なんらかのコメントを寄せている。

集計の方針としては、各大学を、教室系行（一）技官の人数（付置研等を除

く)の大小で区分し、各区分毎に、照会事項a～eとf(その他)それぞれについて、コメントの内容をいくつかの項目に整理、統合して、該当する大学数で示した。

区分の内訳は、技官数1～20名は、dの配置基準で提案している、「組織の基本型」が一単位(ほぼ15名程度)以下の大学、技官数21～50名は技官数が一単位を越えるが比較的少ない大学を示し、順次、中・大人数の大学である。

また、照会事項によっては、一大学から複数のコメントや学部毎に意見が異なる場合それらを併記した回答もあるので、これらも集計に加えてある。

なお、各大学の教室系行(一)技官数は、本委員会が文部省に問い合わせ得られた回答によるものである。

「教室系技術職員の組織化について（照会）」の集計結果

1) 回答大学数

技官数	0	1~20	~50	~100	>101	計
回答数	17	9	26	16	15	83
未回答数	8	1	2	0	1	12
計	25	10	28	16	16	95

2) 回答有のうちコメントの有無

技官数	0	1~20	~50	~100	>101	計
国大協に同意 (コメント無)	13	3	3	3	2	25
コメント有	4	6	23	13	13	58
計	17	9	26	16	15	83

3) コメント有の内訳

技官数	0	1~20	~50	~100	>101	計
コメント a	0	0	4	2	4	10
b	1	1	8	7	6	23
c	2	5	19	11	11	48
d	1	3	11	9	6	30
e	1	0	7	6	8	22
f (その他)	1	1	7	7	6	22
計	6	10	56	42	41	155

2.2 コメントの詳細

コメントを考慮した回答内容の分析は次のとおりである。

得られた回答の結果を総括すると、技術職員を組織化することについては、多少のコメントはあるものの、国大協の案に賛成の大学が大多数であった。また、コメントの内容の多くは、小人数の大学や部局の組織化と処遇の難しさを指摘している。研修と資格認定に関する、国大協としての具体案の提示を望む声も大きい。

1) 組織化の基本となる考え方 (a) では、大多数の大学が国大協の案に賛成であるが、国大協の示した、「基本的な部分は統一しておく」をさらに強調するコメントが多かった。

主なコメントを以下に示す。

- ◆組織化の基本的な部分については、統一を計ること。
- ◆「基本的な部分」の統一に当たっては、将来の職員の処遇目標との関連性を明確にしてほしい。

2) 組織の単位について (b) では、部局単位を基本に置いている大学が多い。小人数の大学では全学単位を、小人数の部局を抱える大学では、組み合わせ統合も考えている。しかし、全般的には、態度を決めていない大学が多い。

主なコメントを以下に示す。

- ◆特定の大学だけが組織の単位を異にすることにならないよう、統一しておく

ことが必要である。

- ◆技術職員の多い部局と少ない部局とで、処遇面において均衡を失することのないよう考慮すべきである。
- ◆漸進的に実施することについては、遅く組織されたグループが不利にならないような配慮が必要である。

3) 組織化の方法について (c) では、国大協の方針に異論はないとする大学が多いが、技術職員の処遇、支援体制の強化、人材確保のためには、やむを得ず同意するという大学も見られる。表中「(2) → (1)」の「コメント有り」は、これを示している。また小人数に起因する組織化の難しさ（たとえば上位級の配分、人数と組織の単位とが対応しないなど）を指摘したコメントも多く含まれている。一方(1)の職種(群)による組織化を積極的に検討中の大人数の大学、部局もある。

なお、表中、「現状維持」には、「既に組織化されている」と「組織化しないほうが良い」の両者が含まれる。前者は医科大学等の”新設”の大学に多い。

大学の規模別の組織モデル案を国大協が提示する要望も強い。国大協としては、小人数の大学、部局の問題が当面の検討課題であると判断される。

主なコメントを以下に示す。

- ◆組織化に当たっては、教育研究の支援に効果的であること、及び将来専門行政職移行に向けて諸施策の整備を行うこと等について、慎重に検討する必要がある。
- ◆組織の単位毎に標準的な組織モデル案を提示してほしい。
- ◆部局別に組織化を図った場合、小人数の部局の対応に困難な面があるので、

技術専門職員、前任技術専門職員の弾力的運用に配慮願いたい。

- ◆小人数の大学では、教室系技術職員は少数で組織化することは不可能であるので、組織化されない教室系技術職員については、全国大学共通の具体的な官職（職務内容を中心に）の基準用件を設定し、専門行政職に移行できる措置を講じてほしい。
- ◆同じ職務内容でありながら、組織化できたところと、組織化できないところとで、アンバランスが生じたり、格付・昇格等で不利にならないようにする必要はある。
- ◆組織化の方向としては、各大学・部局の現状に対応した弾力的な運用が望ましい。

4) 組織における官職の設置と配置基準 (d) では、特に組織化が難しい小人数の大学・部局の組織の弾力的運用を望む意見が多い。中・大人数の大学にも、この種のコメントが多いことは、この問題はかなり一般的なものと考えられる。また、一歩進んで処遇を専門職で補えという具体的な提案も認められる。専門職で処遇する方策は、国大協でも検討すべき方向と考えられる。”ライン制”はなじまないとする意見もある。ただし、ライン制、スタッフ制の内容は、各方面で相当異なった捕らえ方がされているものと見受けられる。

主なコメントを以下に示す。

- ◆配置基準については、各大学における実態がそれぞれ異なり、一律に規定されることには問題がある。
- ◆教室系技術職員の少ない大学においても官職を設置できるよう、部下数など配置基準の緩和又は弾力的な運用ができる方法を検討願いたい。

- ◆技術専門職員及び先任技術専門職員制度を十分活用出来るよう要望する。
- ◆組織化の形態としては、“ライン制”ではなく、“スタッフ制”が望ましい。

5) 専門行政職との関係 (e) では、専行職移行のための資格認定の方法を具体的に提示することを望む意見が圧倒的に多い。これに関連して研修制度の確立を挙げた大学が多い。専行職に移行できない技術職員の処遇も関心の的である。これは表 (e) 中の「専行職外の処遇」に該当する。

主なコメントを以下に示す。

- ◆専門行政職との関係では、大卒Ⅱ種相当の資格認定のための研修制度、資格認定制度の早期確立が必要である。
- ◆専門行政職に移行出来ない技術職員及び技能職員 (行 (二)) の処遇改善についても、それぞれ職務の必要性を踏まえ均衡を配慮する必要がある。
- ◆専門行政職移行のタイムスケジュールを明確にしてほしい。

6) その他 (f) では、組織の形骸化の可能性と組織化のデメリットを指摘した意見がかなり認められる。また、教務職員、技能職員 (行 (二)) も含む組織化や処遇改善を要望する意見も多い。研修制度の充実、資格認定の具体的方法の提示を望む意見は強いので、これは今後の検討課題であると判断される。

主なコメントを以下に示す。

- ◆組織化に当たっては、技能職員 (行 (二)) 及び教務職員も含めて検討すべきである。

◆技術職員の処遇改善を目的としているのであれば、人事院又は文部省において職種別の資格認定制度等を導入して、現行の行政職俸給表（一）の範囲内で、処遇の改善を図っていく方法も考えられる。

1) 組織化の基本となる考え方 (a)

技 官 数	0	1~20	~50	~100	>101	計
基本的な考え方統一	0	0	4	2	4	10

2) 組織の単位 (b)

技 官 数	0	1~20	~50	~100	>101	計
全学(単位)	0	1	2	0	1	4
地区別	0	0	2	1	2	5
部局別	1	0	4	6	5	16
小部局等組合せ	0	0	1	2	1	4
未定	12	6	13	9	7	47
計	13	7	22	18	16	76

3) 組織化の方法 (c) () コメント有

技 官 数	0	1~20	~50	~100	>101	計
(2) → (1)	14(0)	7(0)	18(10)	12(5)	9(4)	60
(1) or (1) も可	1	0	0	1	5	7
組織化困難	2	1	0	0	1	4
現状維持	0	1	3	3	1	8
未定	0	0	2	2	1	5
その他	0	0	3	0	2	5
計	17	9	26	18	19	89

4) 官職設定・配置基準 (d)

技 官 数	0	1~20	~50	~100	>101	計
国大協に同意	15	6	13	6	7	47
小数部局の運用	1	2	3	5	6	17
小数部局専門官処遇	0	1	2	2	2	7
スタッフ制	0	0	3	1	0	4
配置数の弾力運用等	0	0	3	1	0	4
計	16	9	24	15	15	79

5) 専行職移行 (e)

技 官 数	0	1~20	~50	~100	>101	計
移行基準化	1	0	0	3	1	5
資格認定具体化	0	0	4	1	7	12
研修制度化	0	0	4	1	4	9
専行職外の処遇	1	0	1	3	1	6
計	2	0	9	8	13	32

3. 組織化のモデル（大学の規模別）

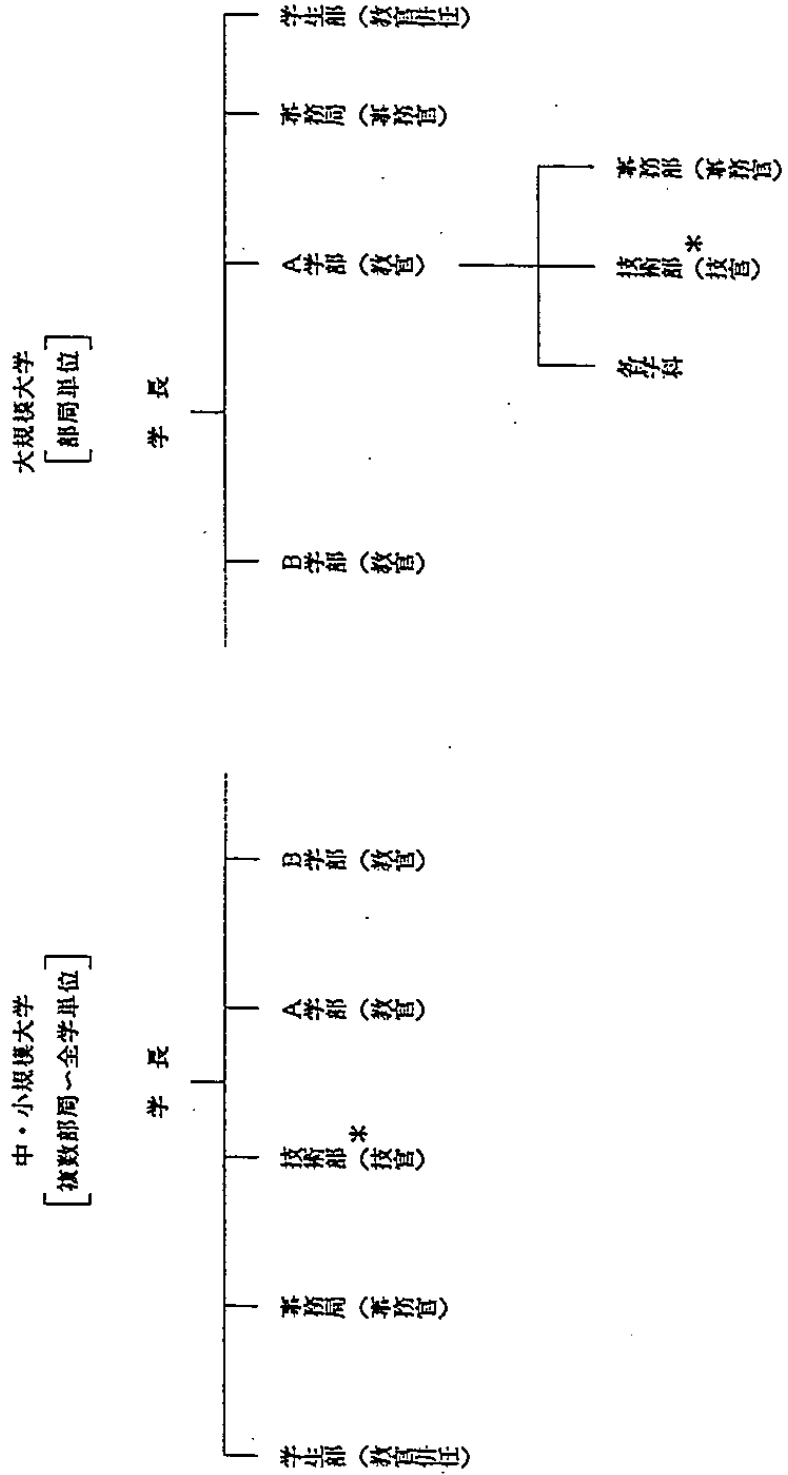
照会のコメントで最も多かった指摘は、2章でも説明したように、技官小人数の大学、全体として技官数は多いが小人数の部局を持つ大学の組織化の方法と組織の配置基準に関するものである。そして、国大協が大学の規模別に、組織モデルを示すことを要望する意見が多かった。そこで、次頁以下に技術部の組織と「官職設定・配置基準の基本型」に沿ったモデルを例示する。なお、これらのモデルの運用についての考え方を下記に示す。

- ◆小人数の大学は、組織を全学単位とすれば、技官10名以下は5大学、技官20名以下は10大学程度である。これら小人数の大学の組織は、専門職で上位級を補うことで、対処する方策が考えられる。
- ◆小人数の部局は、大人数の部局と組み合わせる方策が可能である。小人数の大学では、講座付きの技官は少ないから、一つの技術室に組み合わせ統合することは比較的容易と思われる。
- ◆それぞれの「組織の単位」を技術部（室）とし、管理体制を整える事が出来ると判断される。
- ◆「医科大学等”新設”」の大学については、何らかの技官の組織化が既に出来ている。従って、各大学はそれぞれにあった組織を考えればよい。
- ◆（2）→（1）の組織化において、直接（1）を指向できる大学にあっては、

そのような先導試行に期待する。

なお、ここに示した組織は専行職移行を目指す暫定措置であるから、将来、再度検討するものとする。

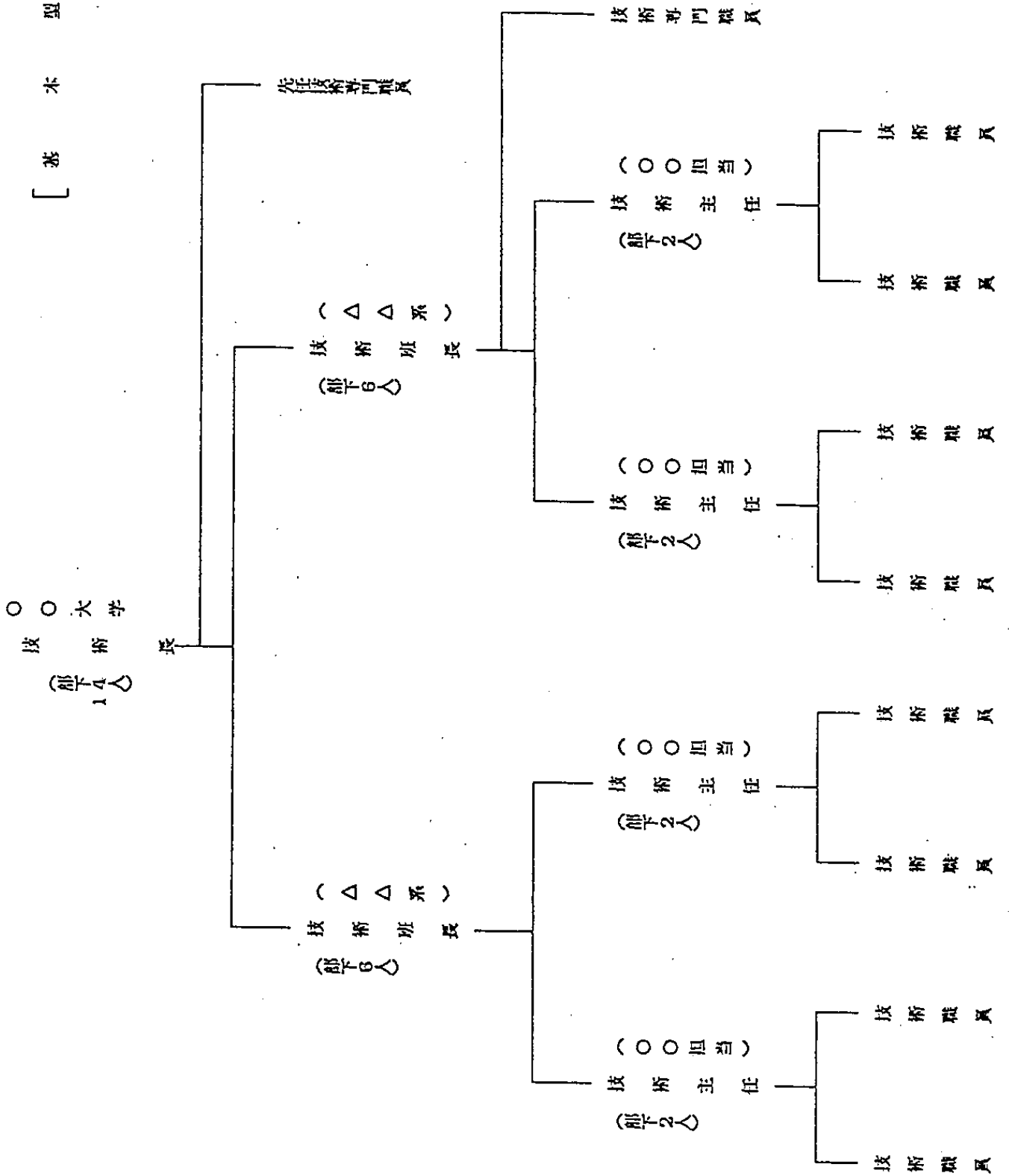
大学規模技術官数別の組織



*教官の兼任も可

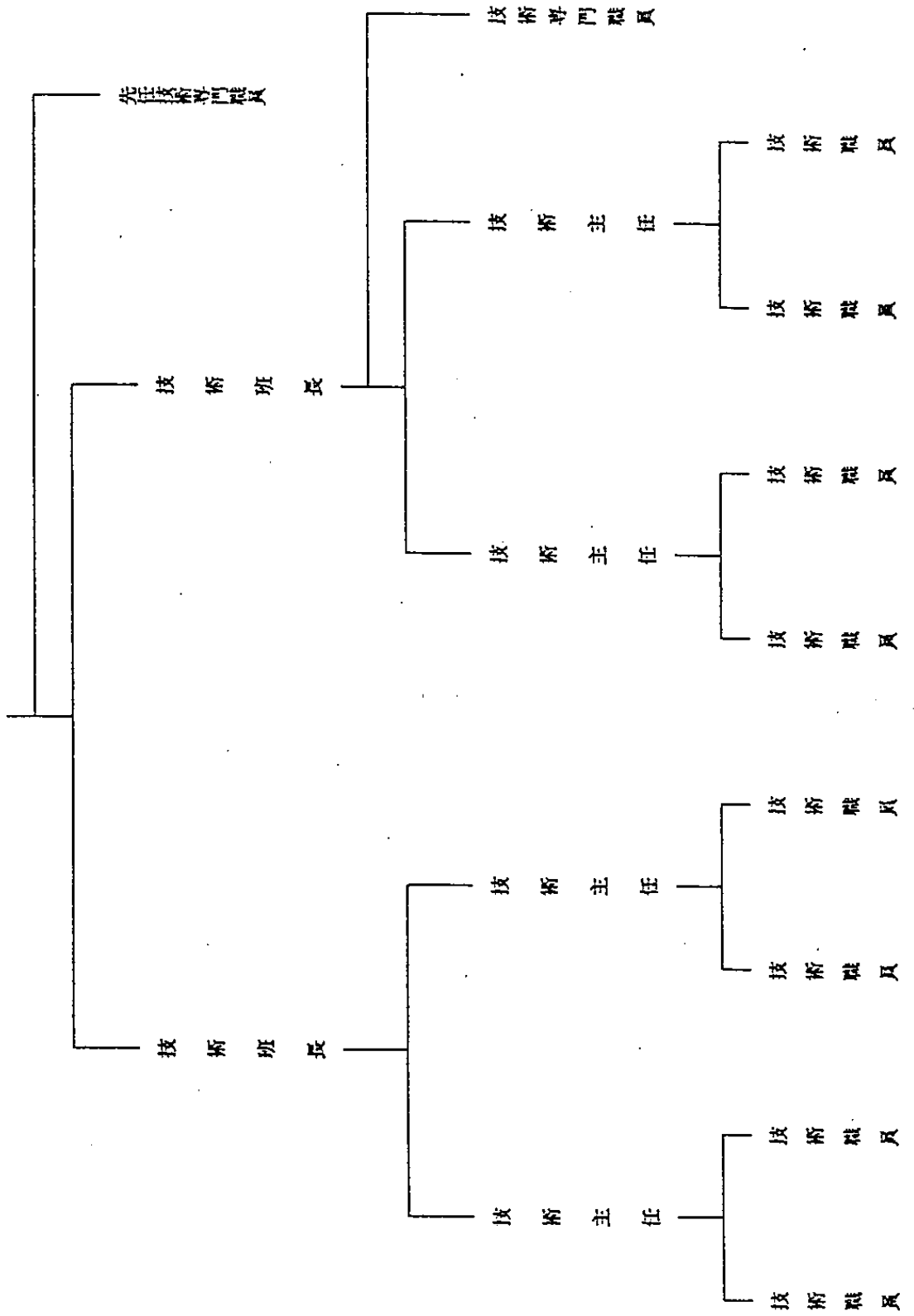
() は長の官職

[基 本 型]

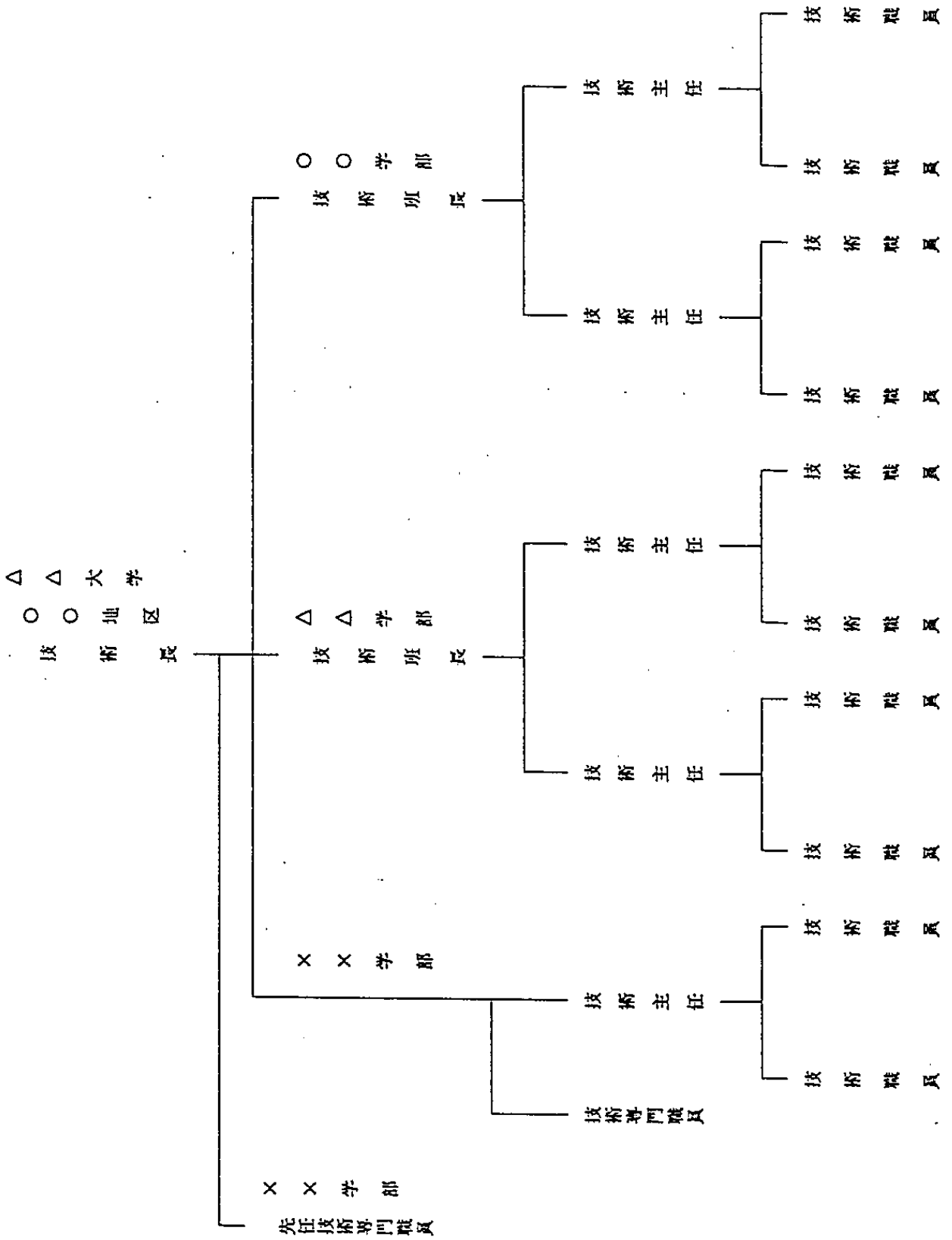


[中 · 大規模大学]

× × 大学
○ ○ 学部
技 術 長

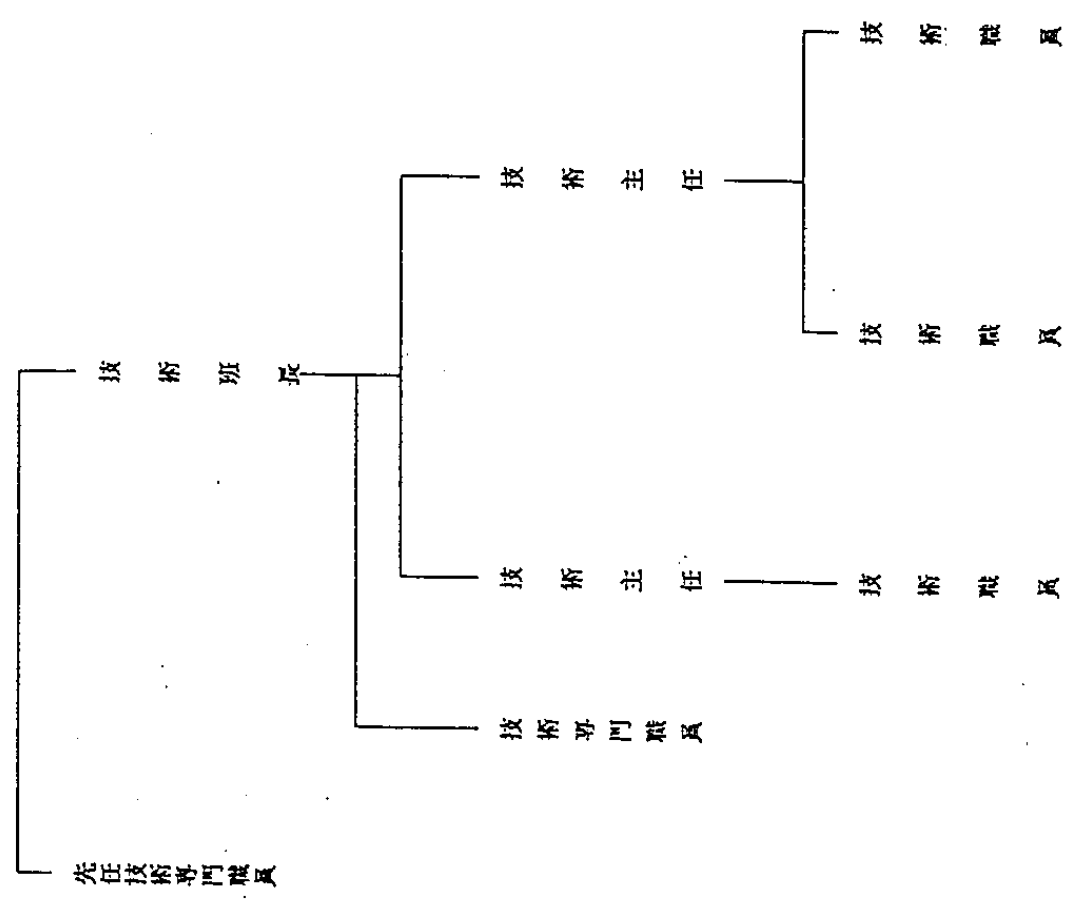


[技 官 小 人 数 学 部 を 有 す る 大 学]



[技 官 小 人 数 大 学]

〇 〇 大 学

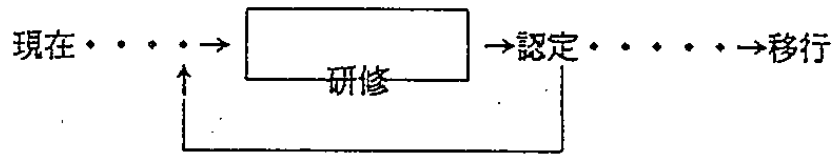


4. 研修・資格認定等の諸施策の提言

各大学からの要望のうちで組織化モデルの提示に次いで多いものは、(1) 研修の(a) 実行予算と内容の充実、(b) 制度としての確立、及び(2) 資格認定制度の導入である。本委員会は、既に「技術職員問題について」(昭和62年6月16日)において、当面の「打開策」としての技術職員の組織化の方向を示し、これとあわせて早急に実施すべき「諸施策」の一環として、研修と資格認定等の必要性を強調指摘した。また、その「参考資料」において、研修・資格認定についての様々な考え方や可能な方法を提示した。

本委員会は、技術系職員の待遇を改善することが、人材確保による大学の研究・教育水準維持に必須の要件であると考えている。その目標は専門行政職の導入にあり、そのためには公務員試験Ⅱ種以上の能力を有するものの官職が必要で、また公平で合理的な資格認定システムを持たなければならないと考える。また、技術革新に対処する研修、適切な人事管理や異動による活性化、さらにそれらを各部署・各職種毎にきめ細かく実行する機能システムとしての組織を、すべて連動して始めて資格認定制度の導入も実現でき、研究教育支援体制の一層の強化が達せられるものとする。従って、制度としての「組織化」のみが形式的に進行することは、誤解と混乱をもたらすおそれもあることを指摘したい。教室系技官が専門的技術者として内外に認められ、専門行政職俸給表適用が当然であると認定されるために必要な「諸施策」を講ずることは、当面の「打開策」としての「組織化」に遅れるべきではない。しかし、研修・資格認定にあっては、予算措置を伴う制度問題も関連し、待遇改善を担当する第4常置委員会の枠を越える面もあるため対応が遅れてきたこともいえない。各大学からの強い要望を本委員会は、この点についての指摘として受け止めたい。

専門行政職俸給表適用を目指すために必要な諸施策は、次の図式に位置付けられる。



資格認定は言うまでもなく、公務員試験Ⅱ種又はこれに相当以上であることを示すことである。研修は、技術革新に対処するために本来的に必要である技術研修（研修Ⅰ）に加えて、ここでは認定に役立つあるいは認定の理由として充分適切な研修（研修Ⅱ）を必要とする。しかし、研修Ⅱと資格認定を策定するための諸条件を整え、具体的な成案を得るにはまだ多くの検討課題が残されている。打開策としての組織化の役割に、本委員会が期待することの一つは、さしあたって必要な研修Ⅰを組織として（個人としてではなく）企画実行することによって、研修Ⅱ・認定へと進めるよう準備することである。

そこで本委員会としては、次の段階として国立大学協会が、制度問題担当の第1常置委員会、教職員待遇改善問題担当の第4常置委員会の協力体制のもとに、研修Ⅱと資格認定の制度についての検討を進めることを希望したい。

また、国立大学協会としての上記の検討の段階において、国立大学共同利用機関の実態を調査し、その意見を聴くことも極めて有益であると考え。いくつかの共同利用機関においては、技官の組織、人事管理、処遇、研修等について、既に様々な経験と実績を有するので、この様な機関群の研修・資格認定についての経験と考え方は、全国立大学にも適用できる新しいシステム構築に大いに役立つと考えられるからである。

5. まとめ

(1) 本委員会として行った昨年秋の照会に対する回答を集約した結果、技術職員の組織化については、大方の了承が得られたと考える。なかでも、大学の規模別のモデルの提示を求める意見が多いので、それに対応していくつかの具体的モデルを示した。

(2) ついで指摘が多かった研修及び資格認定の問題については、専門行政職俸給表を目指した制度的措置を要するものと、各大学で自主的にできるものに分けて、今後の進め方についての考えを示した。

(3) 国立大学協会として、各大学に対し、組織化並びに技術研修についての検討はもちろん、学内措置及び概算要求などの具体的作業にはいることを要請して頂きたいと考える。

(4) 全国立大学等に共通に適用できる研修及び資格認定制度とそのための研修については、国立大学協会として、第1・第4両常置委員会が文部省と国立大学共同利用機関の協力を得て成案を得ることを希望する。

(5) (3) 及び (4) の過程において、文部省の関係部局から従来に劣らぬ積極的な助言・協力を仰がねばならないことは当然である。また、各大学においても教官のより一層の理解・協力を求めつつ、自主的検討と具体的作業が推進されることを願う。

(別 添)

国大協議第106号

昭和62年11月16日

各 国 立 大 学 長 殿

国 立 大 学 協 会

第4常置委員会委員長

黒 木 剛 司 郎

教室系技術職員の組織化について（照会）

上記についての検討状況は、11月11日の国立大学協会総会に本委員会が提出した報告書「再び技術職員問題」のとおりであります。

つきましては、同報告書中の「組織化の基本となる考え方」ほか4項目に関して、また、とくに「組織化の方法」についてその末尾に述べました「そこで当面の組織として（2）を導入し、職員の職務（職種）を特定することを進め、将来の専門行政職適用体系組織として（1）を構想して行くこと」に関しての貴学のご意見をご回答いただきたく願います。

なお、ご検討に際しましては、本委員会がさきの61年秋、62年春の各総会に提出いたしました2つの報告書もご参照下さい。

また、勝手ながら、ご回答は協会事務局あて来る12月26日までに願います。